

## 2 目標の設定

### (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実施状況

#### 《第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の数値目標及び実績》

##### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	87人 (9%)	23人 26.5%	・基準時（平成28年度末）における本市の施設入所者数は956人 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率 ・目標は基準時からの累計
イ 施設入所者の削減数	20人 (2%)	8人 40%	・基準時（平成28年度末）における本市の施設入所者数は956人 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率 ・目標は基準時と各年度末時点の施設入所者数の差

##### ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

令和2年度の目標を、基準時（平成28年度末）の本市の施設入所者数956人の9%に当たる87人と設定しました。これに対して、令和元年度までの累計は23人とどまっています。

##### イ 施設入所者の削減数

令和2年度の目標を、基準時（平成28年度末）の本市の施設入所者数956人の2%に当たる20人と設定しました。これに対して、令和元年度までの累計は8人とどまっています。

#### <実績等を踏まえた評価等>

【評価】…施設入所者は重度の障害者が多く、地域生活への移行が難しいうえ、施設入所の待機者も多いことから、計画的な施設入所者数の削減は非常に困難な状態であり、施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数や施設入所者の削減数の目標を達成することができませんでした。

【課題】…退所が困難な重度の障害者を地域で支援できる場が少ないことが考えられます。

【方策】…障害者の自立した地域生活を支援するために、グループホーム等の居住の場を確保する等、施設入所者の地域生活への移行を促進していきます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	設置	設置済 100%	—
イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）			
(ア) 65歳以上の長期入院患者数	821人	878人 93.1%	・目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期入院患者数	558人	576人 96.8%	
ウ 精神病床における早期退院率			
(ア) 入院後3か月時点の退院率	69%	61% 88.5%	・目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点の退院率	84%	83% 98.9%	
(ウ) 入院後1年時点の退院率	90%	92% 102.3%	

ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況  
平成30年度中に設置を目指すこととし、同年度から設置しました。

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）  
令和2年度の目標を、65歳以上821人、65歳未満558人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、65歳以上878人、65歳未満576人となっており、達成率はそれぞれ93.1%、96.8%にとどまっています。

ウ 精神病床における早期退院率  
令和2年度の目標を、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については84%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については90%以上と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、入院後3か月時点の退院率は61%、6か月時点の退院率は83%にとどまっていますが、1年時点の退院率は92%で達成率は102.3%となっています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…入院後 1 年時点の退院率は目標を達成できていますが、入院後3か月時点、6か月時点の退院率については目標を達成できていないため、引き続き、早期・中期の退院後の支援を進める必要があります。

【課題】…1 年以上長期入院患者数は、平成 30 年度と令和元年度を比較すると、1,499 人から 1,454 人とわずかに減少したものの、目標を達成できていません。この要因としては、高齢化の影響により、認知症など病状が重い患者が増加し、入院が長期にわたるケースが多く、退院促進が難しい状況等が考えられます。

【方策】…1 年以上の長期入院患者数の減少や退院率の向上を図るため、居住の場の確保や当事者への退院後の支援や精神障害者に対する地域の理解の促進などを行うことと合わせ、精神疾病の治癒又は寛解状態が継続するよう受診を促す取組を行います。

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
地域生活支援拠点等の整備 箇所数	4 か所	2 か所 50%	—

地域生活への移行等に係る相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備箇所数について、平成 30 年度から 6 年間で全区（8か所）に整備することを目指して、令和2年度までの目標を、その半数の 4 か所と設定し、令和元年度までに、2 か所を整備しました。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…令和元年度までに2か所を整備しています。

【方策】…令和2年度に2か所を整備しました。

④ 施設利用者の一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数	253人 (1.15倍)	247人 97.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準時（平成28年度）の本市の実績は220人</li> <li>目標は単年度の数値</li> <li>カッコ内は基準時の実績に対する倍率</li> </ul>
イ 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率			
(ア) 就労移行支援事業の利用者数	320人 (1.2倍)	283人 88.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準時（平成28年度末）の本市の実績は266人</li> <li>目標は単年度の数値</li> <li>カッコ内は基準時の実績に対する倍率</li> </ul>
(イ) 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	事業所全体の 50%以上	70% (14/20事業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標は単年度の数値</li> <li>各事業所の届出情報から算出</li> </ul>
ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%以上	73.3% (82/112人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標は単年度の数値</li> <li>カッコ内は対象者112人中の1年以上就労定着支援事業を利用した者の数</li> </ul>

ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数

令和2年度の目標を、基準時（平成28年度）の本市の一般就労移行者数220人の1.15倍にあたる253人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績は247人とどまっています。

イ（ア） 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度の目標を、基準時（平成28年度末）の本市の利用者数266人から2割増加に当たる320人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績は283人とどまっています。

（イ） 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

令和2年度の目標を、全体の就労移行支援事業所の数の5割以上とすることを設定しました。これに対して、令和元年度の実績は70%（14/20事業所）と、目標を上回っています。

ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

令和 2 年度の目標を、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とするよう設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 73.3% (82/112 人) と、目標を僅かに下回っています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…ア 施設利用者の一般就労への移行者数については、247 人 (97.7%) と目標をほぼ達成しています。

イ 就労移行支援事業所の利用者数については、基準時 (266 人) から増加しているものの、283 人 (88.5%) と目標を下回っています。就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合については、70%と目標 (50%以上) を上回っています。

ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率については、73.3% (82 人) と目標 (80% (90 人) 以上) を僅かに下回っています。

【課題】…就労移行支援事業の利用者を増やすためには、受入先である事業所の確保が課題であると考えられます。

【方策】…引き続き、事業者に対して、新規事業所の設置について働きかけるなど、目標達成に向けて取り組みます。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
<b>ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</b>			
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7 か所	7 か所 100%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 7 か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	—
<b>イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b>			
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	6 か所	14 か所 233.4%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 5 か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	5 か所	15 か所 300%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 4 か所
<b>ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</b>	設置	設置	—

ア（ア） 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、令和2年度の目標を、現状の設置数である7か所と設定しました。

（イ） 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、令和2年度の目標を、「構築」としました。

イ（ア） 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び（イ） 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

令和2年度までの目標として、今後も利用者の増加が見込まれることから、少なくとも、新たに1か所ずつの開設を目指すこととし、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を6か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を5か所と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」は14か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」は15か所と目標を上回っています。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、平成29年10月に、重症心身障害児者相談支援センターを開設（社会福祉法人への委託）し、その業務の一つとして、重症心身障害児者の関係機関の協議の場である「重症心身障害児者地域生活支援協議会」を開催しており、この協議会を、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と位置付けています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価等】…国の基本指針に基づいて、数値目標を上回る実績となっています。今後、医療的ケア児の実態調査を行い、医療的ケア児に係る地域課題・個別課題を検証し、多職種と連携しながら課題解決に努めます。

## (2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標

目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	23人 (2.5%)	・基準時(令和元年度末)における本市の施設入所者数は948人 ・目標は令和3年度からの累計
イ 施設入所者の削減数	設定しない	・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率

#### ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の基本指針では、基準時(令和元年度末)の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、第5期計画で設定した目標値が令和2年度末に達成されないと見込まれる場合には、その未達成割合を加算することになっています。

本市においては、重度の入所者が多く、地域生活に移行できる者が極めて限られている実態があることから、直近3か年における地域移行者数の実績(23人)を目標として設定します。

#### イ 施設入所者の削減数

国の基本指針では、基準時(令和元年度末)からの累計の削減率1.6%以上を基本とし、上記と同様、未達成割合を加算することになっています。

本市においては、多くの入所待機者を含め、地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があることから、一律の削減目標は設定しないこととします。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
<b>ア 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）</b>		
(ア) 65歳以上の長期入院患者数	816人	・目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期入院患者数	535人	
<b>イ 精神病床における早期退院率</b>		
(ア) 入院後3か月時点の退院率	69%	・目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点の退院率	86%	
(ウ) 入院後1年時点の退院率	92%	

ア 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

国の基本指針では、国が定める推計式を用いて県の区域単位で設定することになっており、県が第6期障害福祉計画及び第7次保健医療計画において設定する目標値（65歳以上2,766人、65歳未満1,649人）を参考に推計（県の目標値を令和5年の県市の人口推計比で按分）すると、65歳以上は1,057人、65歳未満は751人となります。

しかし、既に本市の令和元年度実績（65歳以上878人、65歳未満576人）において上記推計による数値は達成していることから、これまでの実績を踏まえて、以下の算出方法により推計した65歳以上816人、65歳未満535人を目標として設定します。

【算出方法】

平成27年度実績（1,564人）から令和元年度実績（1,454人）の直近5か年の年次増減率の平均を求めると、1年間に平均1.78%ずつ減少しています。これを基に、令和元年度実績（1,454人）から1年間に1.78%ずつ減少すると推計すると、令和5年度は1,352人となります。

（これまでの実績及び今後の見込み）

長期入院患者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
実績	人	1,564	1,520	1,546	1,499	1,454	1年間に1.78%ずつ減少するとして推計(※)				
見込み	人							1,428	1,402	1,377	1,352

令和5年度目標について、令和元年度実績1,454人の内訳（65歳以上878人（60.4%）、65歳未満576人（39.6%））で按分

65歳以上の長期入院患者数 1,352人×0.604=816人(※)

65歳未満の長期入院患者数 1,352人×0.396=535人(※)

※小数点以下切り捨て

イ 精神病床における早期退院率

国の基本指針では、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については86%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については92%以上を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針どおり、それぞれ設定します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	過去5か年 平均
入院後3か月	%	61.9	67.3	66.3	76.0	61.0	66.5
入院後6か月	%	88.0	84.3	88.1	87.0	83.0	86.1
入院後1年	%	92.9	88.6	91.6	91.0	92.0	91.3

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数	8か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準時（令和元年度末）時点で2か所整備</li> <li>・目標は基準時（令和元年度末）からの累積</li> </ul>
イ 運用状況の検証・検討 <b>新</b>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援協議会において実施する</li> </ul>

ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数

国の基本指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制）について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、令和5年度末までに1か所以上を確保することを基本としています。

本市においては、令和元年度末までに2か所整備しており、令和5年度までに各区に1か所ずつ整備することを目指し、8か所を目標と設定します。

イ 運用状況の検証・検討

国の基本指針では、整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討することを基本としており、本市においても、年1回以上実施することを目標に設定します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数	314人 (1.27倍)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準時（令和元年度）の本市の実績は247人</li> <li>・目標は単年度の数値</li> <li>・カッコ内は基準時の実績に対する倍率</li> </ul>
(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	189人 (1.3倍)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準時（令和元年度）の本市の実績は145人</li> <li>・目標は単年度の数値</li> <li>・カッコ内は基準時の実績に対する倍率</li> </ul>
(イ) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	32人 (1.26倍)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準時（令和元年度）の本市の実績は25人</li> <li>・目標は単年度の数値</li> <li>・カッコ内は基準時の実績に対する倍率</li> </ul>
(ウ) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	45人 (1.23倍)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準時（令和元年度）の本市の実績は36人</li> <li>・目標は単年度の数値</li> <li>・カッコ内は基準時の実績に対する倍率</li> </ul>
イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業者ごとの就労定着率		
(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 ㊦	220人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の目標は314人</li> <li>・目標は単年度の数値</li> </ul>
(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上 ㊦	14か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度末の就労定着支援事業所の見込み数は20か所</li> <li>・目標は単年度の数値</li> </ul>

ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数  
 国の基本指針では、令和5年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績247人の1.27倍となる314人を目標に設定します。

【計算式】

247人×1.27=314人（小数点以下切り上げ）

(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和5年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の1.3倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績145人の1.3倍となる189人を目標に設定します。

【計算式】

145人×1.3=189人（小数点以下切り上げ）

(イ) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和5年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の1.26倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績25人の1.26倍となる32人を目標に設定します。

【計算式】

25人×1.26=32人（小数点以下切り上げ）

(ウ) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和5年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の1.23倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績36人の1.23倍となる45人を目標に設定します。

【計算式】

36人×1.23=45人（小数点以下切り上げ）

イ(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

国の基本指針どおり、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数の令和5年度の目標314人の7割にあたる220人を目標に設定します。

【計算式】

314人×0.7=220人（小数点以下切り上げ）

- (イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上  
 国の基本指針では、令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本としています。  
 国の基本指針に基づき、就労定着支援事業所の令和5年度末における見込み数である20か所の7割にあたる14か所を目標として設定します。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
<b>ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</b>		
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7か所	・基準時（令和元年度末）の設置数は7か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	・基準時（令和元年度末）で体制が構築されている施設は8か所
<b>イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b>		
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	20か所	・基準時（令和元年度末）の設置数は14か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	21か所	・基準時（令和元年度末）の設置数は15か所
<b>ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</b>		
(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	・基準時（令和元年度）で設置済み。
(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 <b>新</b>	配置	・基準時（令和元年度）で配置済み。

ア（ア） 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、現状の設置数である7か所と設定します。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、「構築」とします。

イ(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本としています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、令和 5 年度までの目標として、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を 20 か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を 21 か所と設定します。

ウ(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、各市町村等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、現状において協議の場の設置が出来ていることから、「設置」とします。

(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、各市町村等において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、現状において配置が出来ていることから、「配置」とします。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 <b>新</b>	確保	・目標の「確保」の判断は、P30の「(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組」を実施する体制が確保されていることによる

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村等において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

具体的には、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組を実施する体制の確保により判断します。

本市においては、実施する体制が確保されているため、「確保」とします。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 <b>新</b>	構築	・目標の「構築」の判断は、P31の「(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を実施する体制が構築されていることによる

国の基本指針では、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

具体的には、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制の構築により判断します。

本市においては、国の基本指針どおり、令和5年度末までに体制を構築することを目標として設定します。